

英国の自治体における首長公選制

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科客員教授 ピーター・スマート (著)
関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 稲沢克祐 (訳)

本稿では、かねて公選首長の存在していなかった英国の自治体において、21世紀に入ってから導入されている直接公選首長制度の概要を解説する。まず、法の概要と2002年以降、直接公選首長制に移行している都市について実態を概観し、次に、直接公選首長制に対して有権者の関心が高まらない背景を考察する。さらに本稿では、2つのケーススタディーを行っている。いずれも、直接公選首長制がすでに導入されている自治体であり、当該自治体の直接公選首長に対し半構造的面接法により、この制度が、いかにして地域のニーズに適応されてきたかを調査したものである。また、中央政府の二大政党の有力議員が直接公選首長制の導入に熱意を示している一方で、同様の熱意は有権者にも首長職にある者にも特段見られないことを指摘した上で、その理由を検討している。

はじめに

英国^{脚註1}の自治体には、日本や米国のほとんどの州などと異なり、直接公選首長制はかつて存在していなかった。2000年地方自治法（the Local Government Act 2000. 以下、「2000年法」という）によって、英国の自治体の大半を占めているイングランドとウェールズの自治体に対して、従来の委員会制度に代えて、新たに首長・執行部制度が導入されることになった（Sandford (2013) p.3）。2000年法では、3種類の議会・執行部制度が示されており、そのうち2つの類型では、直接公選首長制が基本となっている。これまで首長（mayor）と言え、議員の1人が務める職であり、したがって、首長の任期は、議員としての任期を超えることはあり得なかった。首長は、都市の顔として、市民の先導者として、そして当該議会の議長として、名誉職的に考えられていたから、最も在任期間の長い議員から選出されることが多かった。

後述するように、2000年法では、直接公選首長選出のための選挙を行う前に、住民投票を実施することを義務付けている。住民投票によって過半数の支持が得られれば、直接公選首長制の導入となる。2002年に初の住民投票が実施されて以来、2000年法には2度の改

^{脚註1} 本稿では、特に区別する必要のない箇所では、原文で「イングランド」とされている部分を英国と訳している。

正が行われている。しかし、この10年余りの間に、直接公選首長制が支持されたのは16自治体であり、うち1つの自治体では、再度の住民投票において、直接公選首長制が否決されている。また、別の自治体では、2013年から直接公選首長制の廃止が決定されたところである。これらを除く他のイングランドの自治体では、2000年法で示されたガバナンスの形態のうち、議員の互選によって選出されたリーダーが執行部を構成するという形態を採用している(Stevens (2012))。ここでリーダーとは、当該議会における最大多数政党の最高指導者を指している。このモデルでは、これまでの伝統に則って、市民のために首長として議会の中でリーダーシップを発揮することが求められている。

本稿の目的は、第1に、直接公選首長制の導入を規定した2000年法の背景を整理すること、第2に、直接公選首長制を採用している自治体の地理的位置、人口構成、政治的情勢を整理すること、第3に、直接公選首長制を選択した自治体については、選択に至る理由を分析すること、第4に、直接公選首長制についてイングランドで関心が高まらない理由を分析すること、第5に、議会による首長の政策に対する政策評価がどのように行われているかを整理すること、第6に、直接公選首長制の有り方を整理すること、第7に、実際に直接公選首長を務めている2人の人物から、その業務運営の実態を調査すること、である。

本論文は、英国国内の研究機関が公表している研究報告等の文献研究を基に、さらに、2人の現職の直接公選首長に対する筆者のインタビューによって構成されている。

1 直接公選首長制の法的背景

(1) 議員と職員の機能

100年以上にわたって英国の自治体では、全議員が担う執行責任と、有給職員による行政の管理的責任とは明確に分離されていた。最終的な意思決定機関は、全議員が出席する全体会議であり、上級管理職員は補佐役として出席していた。どの議会にも複数の委員会があり、個々の委員会は教育、道路維持管理、公営住宅、レジャー・レクリエーションなどの行政サービスごとに組織されており、そのほかに、政策および資源管理を所掌する委員会が設置されている。各委員会では、議会における政党ごとの議員数に応分した人数が配置されていた。委員会の役割としては、当該委員会に関する行政サービスの戦略的・政治的意思決定を行うこと、全体会議で議決された予算案に基づいて行政サービスごとに支出が行われているかどうかを監視することであった。

上級の有給職員に期待される役割としては、政治的に中立な立場から専門的かつ戦略的アドバイスおよび政策提言を全体会議と委員会に行うことである。これは、議会の意思決定が、法令を逸脱していないこと、自治体を取り巻く環境に適合していること、その時代のベストプラクティスに沿っていることなどを確認するためである。これら上級職員の部下にあたる職員に求められることは、議会の決定を日々実行することであり、その他、各

職員の専門性に応じた行政事務を担うことである。

英国の議員は、4年間の任期であり、任期満了の際に改選に臨むことになる。一方、職員は、正式な雇用契約による自治体の被雇用者であり、通常は任期の定めのない雇用が基本であるものの、臨時雇用又は任期付雇用という形態もある。職員の雇用については、英国の雇用関係法により保護されている。

(2) 新たな執行機関の創設提案の経緯

サンドフォード (Sandford (2012) p.3) 及び新地方政府ネットワーク (New Local Government Network (undated)) が指摘するように、2000年法の目的として、自治体の政策執行の実効性を向上させること、議決された予算と政策に沿った行政サービスの提供に責任を持って臨む執行機関の形態を新たに創設することがあった。この新たな執行機関とは、少数のメンバーにより構成され、主に2つの形態を採るものである。

この形態のうち、本稿が取り上げる対象は、住民投票を経て首長公選制の導入が決定された自治体において公選された首長が2名から9名の議員による執行部とともに執行機関となる体制（首長及び執行部制）、議会により指名された自治体マネージャー (council manager) が公選首長とともに執行機関となる体制（首長と自治体マネージャー制）である。公選首長制導入の可否を問う住民投票を実施するかどうかを決定する権限は議会にあるが、当該住民投票の実施について有権者の5%に当たる者による請願が提出されるか、又は、コミュニティ・地方自治大臣の命令によるかのいずれかがあれば、住民投票は実施されなければならない。なお、住民投票による直接公選首長制導入は、有効投票数の過半数をもって決定される。

議員が当該地域の「選挙区 (ward 又は constituency)」と呼ばれる区域の有権者から選出されるのに対して、直接公選首長は、当該自治体の有権者から選出される。直接公選首長は議員ではないが、2000年地方自治法の規定では、議員に適用されている条項の中には首長にも適用される条項がある。たとえば、首長の任期は議員と同様の4年間であり、首長の被選挙権は、当該地域の21歳以上の有権者に与えられることなどである。また、2000年法によれば、議員又は議員への立候補予定の者が首長選に立候補することを認めている。しかしながら、すでに議員の職にある者が首長に当選した場合には、議員の職を辞さなければならない。また、議員選挙と首長選挙が同日に行われ、ある者が議員と首長の双方に立候補して首長に当選すれば、議員選挙で当選していても議員の職に就くことはできない。すなわち、首長と議員という職に同時に就くことは、利益相反の考え方からも認められていない。

次に、2000年法で提示されている新たな執行形態の中で、「リーダー及び執行部制」がある。これは、議会与党のリーダー（最高実力者）が2名から9名の議員による執行部と

もに構成する執行部体制である。この執行部に所属する議員は、議会の取決めによってリーダーか議会のいずれかが指名することになる。

2006年に、当時の労働党政権は、「最強のリーダーシップモデル」とされている直接公選首長制度を採用している自治体が12自治体にとどまっていることに失望感を表明した(Sanford (2012) p.3)。翌2007年、2007年地方自治及び保健医療におけるパブリック・インボルブメント法(the Local Government and Public Involvement in Health Act 2007. 以下、「2007年法」という。)によって、住民投票を経ずに直接公選首長制に移行することができるようになった。だが、この法改正により公選首長制に移行した自治体は2自治体(レスター市とリバプール市)のみであった。また、2007年法によって、2000年法以降、採用する自治体のなかった「首長と自治体マネージャー制」は廃止されている。2011年には、保守党・自由民主党連立政権は、地域主義法(the Localism Act 2011. 以下、「2011年法」という。)を制定し、自治体がかつての委員会制度に戻ることを認める一方で、特定の自治体に首長及び執行部制導入のための住民投票を義務付けることのできる権限を地方自治担当大臣に付与している。したがって、現在の自治体が採用できるモデルは、第1に直接公選首長及び執行部制、第2にリーダー及び執行部制、第3にかつてのモデルである複数委員会によるガバナンス体制のどれかである。本稿の対象は、第1のモデルである。

2000年法、2007年法、2011年法とは別に、2009年の保守党政策文書『統制の転換(Control Shift)』の中で、ロンドンを除くイングランド内の12都市において、直接公選首長制導入に係る住民投票の実施が示唆されていた。これら12都市のうち、前述したレスター市とリバプール市では、住民投票の要請を政府から受ける前に直接公選首長制を採用したので、2012年5月には残る10都市で住民投票が実施された。その結果、直接公選首長制の採用が支持されたのは、ブリストル(Bristol)市のみであった。かねてデービット・キャメロン首相がロンドン市長の大きな実績にあやかって、「ボリス・ジョンソンが、英国の全ての都市に必要だ」と述べて住民投票による直接公選首長制の導入を求めているのと反する結果であった。むしろ、実態を見れば、地域のガバナンスの変革が有権者の利益にかなうと考えていたことの方が誤っていたということであろう。

(3) 2000年地方自治法における改正内容の背景と概要

2000年法において当時のブレア労働党政権が確立しようとしたのは、地方議員の大半から執行機能を分離することであった。これは100年以上にわたり、自治体に定着していたガバナンスを変革しようとする急進的な内容であった。

すなわち、地域のリーダーシップの所在が首長にあるのかリーダーにあるのか明確にされ、住民は意思決定の責任者が首長個人なのか、執行部議員なのか、又は各議員なのかを知らされることが求められるという考えに立脚するものである。責任に関する議論は本稿

において、首長と執行部とによる執行機能の実態と共に、詳細に説明する予定である。

執行機能が分離されることによって、執行部に属さない議員には、新たな機能が生まれている。その役割こそが、住民の代表として最重要な部分である。すなわち、執行部の意思決定を検討することが新たな役割なのである。この新たな機能を担うために、後述する政策評価委員会の機能が検討されている。また、これら執行部に属さない議員は、全体会議の場で予算と政策方針を議決し、各種計画や許可などの重要事項についての決定を行う。こうした機能は、議員自身のコミュニティの利益を議会で主張できるようにしているという批判もある（New Local Government Network（公表時期不詳））。

この2000年法は、イングランドとウェールズに関連する法律である。北アイルランドとスコットランドの自治政府においては、中央政府から権限を分権されている議会等^{脚注2}が存在するため、自治体の構造と機能に関して異なる法律が存在しており、現段階で2000年法の改正内容を反映した法律は成立していない。したがって、両地域における自治体の内部構造は、いまだ、伝統的な委員会制度が採用されている。とは言うものの、近年では、最大会派の実力者が、これら地域における強力な指導者となっている。なお、2000年法がウェールズにも適用されたものの、ウェールズの自治体で直接公選首長制を採用している自治体はない。

2 直接公選首長制の導入自治体について

本稿執筆時点（2013年4月）において、イングランドには17人の直接公選首長が存在している。17人には、2000年に別の法律によって選出されたロンドン市長も含まれている。しかし、大ロンドン市（Greater London Authority）は、戦略的目的を遂行する広域的自治体であり、通常の地方行政サービスの執行はしていないため、以後、本稿の記述ではロンドン市長は除いている。

表1には、現在、大ロンドン市を除く直接公選首長の存在する16自治体について、当該都市の人口、直接公選首長の最初の選出年度、以後の首長選挙の実施年、現在の首長の政治的立場、さらに、イングランド内の位置を整理している。

この表から明確に言える点は以下のとおりである。第1に、位置、政治的立場、人口といった点について、直接公選首長制を現在導入している16自治体には共通点はない。すなわち、住民投票によって有権者の過半数が新制度導入を望んだという以外に共通点はないということである。第2に、人口が50万人を超える自治体はない。唯一、いわゆる大都市と呼ばれるブリストル市とリバプール市が、それぞれ42万8000人、44万5200人となっている。バーミンガム市やマンチェスター市のような都市では、2011年法の規定により2012年5月に住

^{脚注2} これまでの県の領域を超える広域的自治体として、スコットランドにはスコットランド政府（the Scottish Parliament）、ウェールズには、ウェールズ庁（the Welsh Authority）が設立されている。

表 1 直接公選首長制導入自治体の概要

自治体名 / 位置	人口	市長選挙実施日	政治的立場
ベッドフォード市 (Bedford Borough)。ロンドン北部の単一自治体 ※	155,700 人	2009 年、2011 年、次期選挙 2015 年。	自由民主党
ブリストル市 (Bristol City)。イングランド北西部の単一自治体	428,000 人	2012 年 11 月選挙。次期選挙は 2016 年。	無所属
ドンカスター大都市圏自治体 ※ (Doncaster Metropolitan Borough)。イングランド北部。	291,600 人	2009 年、2013 年。	イングランド民主党
ハックニー・ロンドン区 (Hackney London Borough)。ロンドン区 ※	91,700 人	2002 年、2005 年、2009 年～2013 年。2013 年をもって公選制廃止。	無所属
ハートルプール市 (Hartlepool Borough)。イングランド北東部の単一自治体。	91,700 人	2002 年、2005 年、2009～2013 年。2013 年に市長廃止。	無所属
レスター市 (Leicester City)。イングランドのミッドランド地方の単一自治体。	294,700 人	2011 年。次期選挙は 2015 年。	労働党
ルイシャム・ロンドン区 (Lewisham London Borough)。ロンドン区。	261,600 人	2002 年、2006 年、2010 年。次期選挙は 2014 年。	労働党
リバプール大都市圏市 (Liverpool Metropolitan Borough)。イングランド北西部の一層制自治体。	445,200 人	2012 年。次期選挙は 2016 年。	労働党
マンフィールド市 (Mansfield District Council)。イングランド中央部の基礎的自治体 ※。	100,600 人	2002 年、2007 年、2011 年、次期選挙は 2015 年。	無所属
ミドルズブラ市 (Middlesbrough)。イングランド北東部の単一自治体。	139,000 人	2002 年、2007 年、2011 年、次期選挙は 2015 年。	無所属
ニューハム・ロンドン区 (Newham London Borough)。ロンドン区。	249,500 人	2002 年、2006 年、2010 年、次期選挙は 2015 年。	労働党
ノース・タインサイド大都市圏市 (North Tyneside Metropolitan Borough)。イングランド北東部の一層制自治体。	196,000 人	2003 年～2005 年、2009 年、2013 年。	保守党 (注)
サルフォード大都市圏市 (Salford Metropolitan Borough)。イングランド北西部の一層制自治体。	229,000 人	2012 年、次期選挙は 2016 年。	労働党
トーベイ市 (Torbay)。イングランド南西部の単一自治体。	134,000 人	2011 年、次期選挙は 2015 年。	保守党
タワーハムレット・ロンドン区 (Tower Hamlets London Borough)。ロンドン区。	220,500 人	2010 年、次期選挙は 2014 年。	労働党
ワットフォード市 (Watford District Council)。ロンドンの北西周縁部の基礎的自治体。	80,000 人	2002 年、2006 年、2010 年、次期選挙は 2014 年。	自由民主党

原注 :2013 年 5 月の選挙において、再選を目指したノース・タインサイド市の保守党系市長は、労働党の候補に敗れた。

訳注 (※) 単一自治体、大都市圏市の一層制自治体とは、ともに、県と市の両機能を併せ持つ自治体。ロンドン区 : ロンドン内の一層制の自治体。基礎的自治体 : 広域的自治体との二層制を構成する自治体であり、英国では、広域的自治体と基礎的自治体との機能が完全ではないにせよ、分離されている。

(出所) Stevens (2012) を基に作成。

民投票が実施されたものの、いずれも、有権者は現行制度の変更を望まなかった。

第3に、人口20万人から30万人の自治体はいくつかある一方で、ほぼ半数の自治体は人口20万人未満である。そのうち4自治体はロンドン区（ハックニー区、ルイシャム区、ニューハム区、タワーハムレット区）である。このうち3区は大ロンドン地域（Greater London area）の東部にあるが、こうした自治体間の地理的な近接性や政治的背景（いずれも労働党の公選首長である）が本制度の導入に影響があったとは結論付けることができない。

また、6自治体は、通常「北イングランド」と地理的には呼ばれている地域（ドンカスター市、ハートルプール市、リバプール市、ミドルズバラ市、北タインサイド市、サルフォード市）にあるが、ロンドン区との地理的近接性もなく、また、政治的立場も多様である（保守党が1自治体、労働党が2自治体、無所属が2自治体、イングランド民主党^{訳注3}）。

さらに、レスター市とマンズフィールド市の2自治体は、ミッドランズ（Midlands）と一般的に呼ばれている地域にあり（議員の過半数は、それぞれ労働党と無所属）、ベッドフォード市とワットフォード市の2自治体は、ロンドン地域のちょうど北に位置している（いずれも、自由民主党の市長）。ブリストル市とトーベイ市の2自治体は、イングランド南西部にあり（政治的には、それぞれ無所属と保守党）、トーベイ市は、16市の中で唯一、観光業が主たる産業となっている自治体である。

また、ストーク・オン・トレント市（Stoke on Trent）は、直接公選首長制に係る住民投票の第1陣として同制度を導入した都市であるが、2008年の住民投票では同制度の廃止が支持されている。ステューブンス（Stevens 2012）によれば、その原因は、同市がさまざまな課題を抱えていながら、その対応がお粗末であったことによるという。同市と同様に、ハートルプール市では、2012年に住民からの請願によって実施された住民投票の結果を受けて直接公選首長の廃止が決定されており、2013年5月から従来の委員会制度に戻ることにしている。

以上を整理すると、イングランド内の326基礎的自治体（city及びborough）、27の広域自治体（upper-tier council）の中で、直接公選首長制を導入した自治体は17自治体にすぎず、そのうち2自治体は、後に住民の意思によって同制度を廃止し従来の制度に戻ることが決定されている。保守党、労働党という英国の二大政党が13年間にわたり地方自治法制において推進しようとしながら、住民側が同制度の導入には消極的であったのである。その理由については後述する。

^{訳注3} 少数政党であり、イングランドの自治体の政治的リーダーシップの点からは、特異な政党である。

3 直接公選首長制に関する議論

(1) 直接公選首長制に対する政府・国民の意識差

日本や米国などのように、自治体の構造として何十年にもわたり直接公選首長制を採用してきている国々の読者には、なぜ、英国に導入しようとする、このような無関心を呼ぶのかという疑問を持つであろう。2001年に、トニー・ブレア首相の労働党政権が自治体のガバナンスを変革しようとした時の理由について整理している。また、2006年になると、政策文書『強力で繁栄するコミュニティ (Strong and prosperous communities)』の中で、最強のリーダーシップ・モデルである直接公選首長制を導入した自治体がたった12自治体にとどまっていることに労働党政権が遺憾の意を示していることも述べた。

キャメロン氏は、その1年後の2007年、当時野党であった保守党の年次党大会におけるスピーチの中で、党のリーダーとして直接公選首長制を支持する旨を次のように述べている。「今こそ、大都市に直接公選首長制を導入する時期である。導入することで、住民は、失政の責任者が誰であるか、政策が功を奏した時には誰の功績かを明確に知る」。筆者としては、成功と失敗の順序ではなく、失敗と成功の順序で語られている点に注目する。政策の成功よりも失敗の方が可能性として高い状況だったからであろう。この発言は、広域的自治体とバーミンガム・マンチェスター・ニューカッスル・リバプールによる都市連合の市長に、直接公選首長を設置して広範な権限を付与することを、報告書の中で主張する形で引き継がれている。市民にとってのメリットは、強力なリーダーシップの下で、自治体の意思決定がより透明化し、当該都市の独自性も高まる、というものである (Sandford (2012) pp.3-4)。

2000年法により提示された2つのガバナンス形態（首長・執行部制とリーダー・執行部制）がめざしたのは、自治体の意思決定において個人の説明責任を高めること、これまでの委員会制では時間を浪費し、やや形式を重んじすぎる進め方になりがちであった意思決定過程を合理化することであった。労働党、保守党の両党の幹部議員から直接公選首長に関して支持が表明されている一方で、英国内の有権者は関心をほとんど示さなかった。中央政の党首たちが示した直接公選首長制は、特に、他政党の党員が直接公選首長に当選しそうな場合には、地方政党では当該制度が受け入れられるわけではないという、地方議員のコメントもあった。

したがって、こうした有権者と政党との意識の相違があるのであれば、直接公選首長制の賛否については、どのような議論が展開されているのか。以下、調査機関やシンクタンクから発行されている報告書に基づいて、当該制度の賛否について整理してみよう。

(2) 直接公選首長制に対する賛成論

まず、直接公選首長制の賛成論を示しておこう。こうした賛否が記されているのは、当該制度に賛成であれ反対であれ政党に考えの偏った政治家による文書よりも、ごく少数の調査機関やシンクタンクの報告書である。こうした機関等の中で、政府調査機関 (the Institute for Government)、ウォーリック大学のウォーリック委員会 (the Warwick Commission of the University of Warwick)、ローカリス (Localis)、都市市長協議会 (the City Mayors' Foundation) は、それぞれ、詳細な研究報告書や政府の協議書への応答を発行しているので、以後の論点整理は、これら機関の文書によることとする。しかしながら、これら報告書は、議論の射程も広く詳細であるため、以下の記述では執筆者による注釈等に係る部分は省いている。

最も包括的な報告書は、2012年初頭に政府調査機関が、ロンドン経済大学院 (London School of Economics)、ブルッキングス、ローカリス、新地方政府ネットワーク (New Local Government Network) との共同で刊行した文書であろう (Gash and Sims (2012))。当該報告書では、様々な政治的立場から発言している著名な評論家やコメンテーターを集めて、あらゆる角度から公選首長自治体を評価しており、さらに、2012年5月に実施されたイングランド内の住民投票に関する議論を行っている。報告書の執筆者の政治的背景は異なるものの、直接公選首長制について賛同している点では共通している。

報告書における第1の論点は、直接公選首長制の導入は、イングランドにおける地方分権化のプロセスの一環として見るべきであるという点である。しかしながら、実態としては、リバプール市とトーベイ市のように権限拡大を条件の1つに直接公選首長制の導入に同意した少数の例外を除いては、権限が拡大されているわけではない。第2の論点としては、直接公選首長は当該地方自治体の全有権者から選出される (より正確に言えば、首長選挙に足を運んだ有権者による選出となる) のに対して、地方議員は、選挙区という少数の有権者により選出されるという点である。この論点の示すところは、首長選挙には全有権者が投票できることから、首長に選出された者には、より多くの有権者からの信任が寄せられたということである。

政府調査機関によれば、当該機関が報告書作成に先駆けて行った意識調査では、直接公選首長制未導入の地域で現行制度を選択した割合が25%に過ぎず、一方で、直接公選首長制への変更を選択した割合は38%に達しているとしている。この意識調査では、年齢層、地域、社会経済的因子による調査対象、政治的因子による調査対象におけるすべてにおいて、直接公選首長制に賛意が示されている。では、当該意識調査の1、2か月後に行われた住民投票で1都市を除いてすべて直接公選首長制に反対という結果になったのは、なぜだろうかと筆者は問いたい。

政府調査機関の結論を要約すれば、直接公選首長制は、自治体の現行のリーダー制にお

けるガバナンスの弱点を克服するための万能薬ではなく、効き目は穏やかだけれども現行制度を十分に改善できる方法であるということである。直接公選首長制の主たる利点としては、政治的リーダーシップがより可視化され、より安定的で意思決定のしやすい、地域密着型の仕組みであるということである（Gash and Sims (2012) p.9）。そして、最大の強みは、有権者とのつながりが明確になっていることである。すなわち、有権者にとっては、議員の中から指名された議会のリーダーよりも直接選出した首長の方がわかりやすいということであり、さらに、直接公選首長制であれば、当該地域に関心を集中して持ち続けられるという強みもある。都市市長協議会の文書では、成功している都市には、強力で有能な指導者と、極めて能力の高い執行機関があり、コミュニティに奉仕しているという見解を繰り返している（公表年月不詳）。

可視化については、前述の政府調査機関の実施した意識調査で実証されている。すなわち、直接公選首長制の未導入地域ではリーダーの名前を知っていた者の割合は8%にすぎなかった（Gash and Sims (2012) p.9）。それに対して、当該文献で参照されている2003年に公共政策調査機関（the Institute for Public Policy Research）のガイ・ロッジ（Guy Lodge）副部長による調査によれば、直接公選首長制の導入都市では平均して有権者の57%が直接公選首長の名前を知っていたのに対して、当該地域に隣接する未導入都市では、リーダーの名前を知っていたのが25%にすぎなかったという。この実態は、筆者によるベッドフォード市のデーブ・ホジソン市長へのインタビューでも確認されている（2013年4月3日実施）。ホジソン市長によれば、氏のメディアへの露出が多いため、近隣の自治体においても氏の名前は各地のリーダーの名前よりも知られているとのことである。また、氏自身、有権者に知られるよう、有権者との接触を多くしてきたという。トーベイ市の市長も、デボン・トーベイ地域で1969年から議員をしていたため、よく知られた人物である。

ロンドン経済大学院（London School of Economics）のトニー・トラバース（Tony Travers）氏やブルッキングス研究所の副所長であるブルース・カツ（Bruce Katz）氏などの著名な研究者や評論家の中には、直接公選首長制に他の視点から賛同している。トラバース氏は、ロンドン市に市長が存在していることのメリットと課題に集中して論じ（Gash and Sims (2012) pp.23-27）、その視点を他の自治体の検討へと敷衍している。トラバース氏は、ロンドンの市長制度はロンドンに良い成果をもたらしているとする一方で、市長の機能をより発揮させるためには、さらなる権限拡大と課税権の付与が必要であると結論付ける。さらに、ロンドン市長が権限と課税権で制約があるのであれば、より小規模な自治体の直接公選首長の政権運営に制約が生じてしまうことは避けがたいという。確かに、ホジソン市長とオリバー市長へのインタビュー（それぞれ、4月3日、4日）においても、昨今の景気悪化による緊縮予算の範囲内では、市長としての仕事ができないという厳しい制約下にあるとのことである。オリバー市長が強く懸念を示していたのは、トーベイ市が

政府から2010年から2015年の間に40%の予算削減を求められており、さらに、2015年から2019年の間に35%の削減要求となっていて、イングランドの自治体は、どうすれば生き延びることができるのかという点であった。

カッツは、米国の視点から首長の役割を検討しており、米国の方が英国の首長よりも、より革新的かつ効果的に仕事ができるのは、両国の制度の間に3つの相違点があるからであると結論付けている。第1の点は、米国の首長には、主たる財源を課して徴収し配分する権限がある点である。したがって、英国の首長に権限を分権するのであれば、財政的分権も必要であるとしている。第2の点は、ますます重要視されているのは一般の都市ではなく、経済成長の中心となる大都市圏であり、その重要性が増してきていることである。したがって、中核都市における直接公選首長選挙と大都市圏さらには広域での経済圏形成を関連付けて進めていく必要があるということになる。第3の点は、世界経済が再編され社会が多様化し、公共部門が縮小してきているために都市や大都市圏の指導者がこれらに対応することが求められているという点である (Gash and Sims (2012) pp.45-51)。カッツの分析によれば、現在進んでいるイングランドの発展は今後も必要であるものの、大都市圏や都市連合の首長であれば、経済再生に政治的影響を与えることは可能である一方で、人口8万人、20万人の自治体、さらには40万人の自治体でさえも、同様の政治的影響は可能とは言えないだろうということである。実際、ベッドフォード市とトーベイ市でも、経済再生を市長の最重要事項としているにもかかわらず難しいとインタビューでは答えている。

(3) 直接公選首長制のメリットとデメリット

最後に、政府調査機関による直接公選首長制のメリットには、同機関の報告書の中で2006年の調査結果が引用されている部分を簡単に整理しておく。直接公選首長制の下では意思決定が以前より早くなったこと、地域のリーダーとしての役割を強力に遂行していること、地域のリーダーとして公的により認知されていること、意思決定に住民が関与しやすくなってきたこと、自治体の事業に、女性や少数民族の人々が関わりやすくなってきたことなどが挙げられている (Gash and Sims (2012) p.21 において、Gaines (2006) を引用)。筆者が行ったホジソン市長とオリバー市長に対するインタビューにおいても、意思決定が速くなったという点について何らかの実証がある。また、地域のリーダーとして公的に認識されるようになってきたことを示す根拠もある。一方で、住民が意思決定により関与できるようになるという点には確証がなく、現在の直接公選首長のうち女性は2人、少数民族は3人である (いずれもロンドンの自治体)。オリバー市長が懸念を示していたのは、直接公選首長の支持者の中には、この制度により、今まで政界に出にくかった人々が立候補しやすくなると信じている人々もいる一方で、若年層や女性が立候補するには、家庭や経歴、

金銭的な理由から障壁がいまだに多すぎるという点であった。

それでは、直接公選首長制のデメリットは何か。自治体や地域主義に関する問題に特化して研究をしている独立系シンクタンクであるローカリスの文書では、地方自治体協議会（Local Government Association）の自由民主党グループのリーダーでありリバプール市の議員でもあるリチャード・ケンプ氏（Richard Kemp）の論を紹介している（公表年月不詳）。やや情緒的ではあるものの、ケンプ氏は、まず、直接公選首長制を採用したものの後に廃止したストーク・オン・トレント市（Stoke on Trent）と政策評価制度における失政自治体^{脚注4}のランキングを返上できなかったドンカスター市（Doncaster）の事例を挙げている。リーダー制において強力なリーダーの存在する自治体では、失政自治体の返上が可能であるとの事例を示した上で、ケンプ氏は、直接公選首長制のメリットについて反論を試みている。ケンプ氏によれば、すべての直接公選首長がどこでも目立つ存在であるわけではないこと、地方政治への住民関与が高まったという証拠はほとんどないこと、女性や少数民族の人々が首長として自治体の最高職に就きやすくなったことを示す事例もほとんどないこと（この点は、ホジソン、オリバー両市長の見解とも一致する）が挙げられる。直接公選首長制を擁護する調査論文の多くが住民意識調査及びロンドン市と米国の公選首長制における効果を基に記述されているために、ケンプ氏の表現や思いの方が、当該制度の採用に賛成票を投じようかどうか決めかねている住民には説得力があるように筆者は見ている。

4 直接公選首長制に対する関心の低さについて

英国における直接公選首長制への住民の矛盾した反応や無関心がなぜ起きているのかという疑問に対する1つの答えが、新地方政府ネットワークの文献に示されているだろう（公表時期未詳）。当該文献は、「多くの英国人は、米国やロンドン市で機能しているからといって、イングランド（とウェールズ）では必ずしも機能するとは限らないのではないかと確信しているので、直接公選首長制には懐疑的なのである」という。確かにそのとおりであろう。新地方政府ネットワークの文献には、「米国の首長制度は英国でよく知られている」という簡単な注釈がされている。この点について、米国の首長制度が知られているというのは映画を通じてであって、学術論文などの裏付けある資料から知られている訳でないので、米国の首長制に関する見解には根拠がないと筆者は考える。しかしながら、メディアを通じた米国の首長に関する表現は、善きにつけ悪きにつけ、強力で、一途で、時に失脚することもあり、英国の有権者が首長制に親近感を抱くとはあまり考えられない。また、一個人に過度の権限を付与することについての見解は英国内でほぼ共有されている。ストー

^{脚注4} 英国では、労働党政権下の2010年までの間、イングランドとウェールズの自治体を対象にした共通の政策評価制度によって、自治体の業績等を数値で表し、その数値によって、5段階に格付けされている。「失政自治体」とは、格付けが最低ランクの自治体を指し、当該自治体には、国による規制が強化されたり、国からの一般財源を特定財源に変更したりすることなどの統制がかけられる。

ク・オン・トレント市とハートルプール市において、直接公選首長のリーダーシップにおける問題を理由に従来の委員会方式に戻す住民投票の結果となったことは、この共有されている見解ゆえであろう。

また、議論を公平にするために、新地方政府ネットワークは、「欧州における首長制のインパクトを見過ごしてはならない」として、1990年代初頭にイタリア政府が導入した直接公選首長制の効果を取り上げ、説明責任と透明性の高いガバナンスを初めて創出したとしている。さらに、フランスとスペインにおける首長によって、より実効性のある地域政策が実施されたとしている。

しかし、英国の政治家の中で、欧州の実績を有権者に知らせようとしている者はどれだけいるであろうか。この点について、筆者は懐疑的である。さらに、現在の英国の現状では、「欧州」に関することはすべて何らかの疑念を持って見られる傾向にあることも事実である。これは、最近創設された英国独立党 (the United Kingdom Independence Party) が国政選挙・欧州選挙において、その存在感を増してきていること、地方選挙では英国国民党 (the British National Party) が善戦していることなどの事例として、ほとんど毎日のようにメディアにとり上げられていることから理解できるであろう。このような状況から、欧州における直接公選首長の成功談も、英国の有権者の中には、住民投票で反対票を投ずる動機となってしまうのではないか。

直接公選首長制を英国の有権者がなかなか受け入れない理由を示す実証的な研究は、筆者の知る限りではなかった。筆者の考えるところ、当該理由には2、3考えられる。第1に、地方政治に関する関心の低さである。地方選挙の投票率が20%未満ということも珍しくない状況なのである。地方政治に対して全体的に無関心であるのだとすれば、地方の統治構造に対する関心もないのもうなずけるところではないか。また、地方税率が地方支出に比例していないこと^{訳注5}、地方公共サービスが住民満足には間接的にしか関わっていないこと、主たる計画決定も個人には直接影響がないことなど、自治体は、住民のすぐ近くにあるという実態とは異なっている。

第2に、有権者は、地方公共サービスの提供方法や提供コストがどのようになっているかをほとんど理解していないし、自身の自治体の与党がどこかということにも関心がない。そうであれば、統治形態がどのようになっているかなど、関心の対象ではなかろう。また、現在のような景気低迷下にあって自治体予算の急激な低下がある時期を除いては、自治体の予算編成に関心が及ぶということではなかった。すなわち、通常予算編成では、人件費と長期契約に係る支出^{訳注6}を除くと、裁量によって歳出額を増加する余地などほとんどな

^{訳注5} 英国の地方税率は、地方支出に連動しているため、自治体間の開きが大きい。一方で、依存財源率が高いため、支出の増減幅よりも地方税率の増減幅が過大に現れてしまうという現象がある（「ギアリング・エフェクト（歯車効果）」と呼ばれている）。

^{訳注6} 我が国における、「長期契約に係る債務負担行為の予算化」に相当。

かったからである。

第3に挙げられるのは、英国人の考え方が比較的保守的な傾向にあることによって、ほぼ1世紀にわたり大過なく機能してきた自治体制度を変える必要性などあるのか、直接公選首長及び執行部の手に、大きな権限を付与することが妥当なのかという自問が起きるからであろう。

結論として言えそうなこととしては、この10年余りにわたって直接公選首長制を推進してきた政治家は、有権者への訴えに失敗しているということであろう。当該制度が、これまでの制度よりもかなり良いのであれば、そのことを政治家たちが有権者に伝えることができたのではないだろうか。

興味深いことに、インタビューをした2人の直接公選首長が、いずれも直接公選首長制について熱く語ることはなかった点である。ホジソン市長は、ベッドフォード市の有権者に同制度導入の是非を問う住民投票を実施した時に、自由民主党の側に立って「導入反対」キャンペーンを張ったとのことだった。なぜならば、自治体において伝統的に採用されてきた委員会制度には、全議員が意思決定に関わりやすいという強みがあると考えたからである。トーベイ市のオリバー市長も同様の指摘をしている。オリバー市長は、議員としての40年間の経験を踏まえて、伝統的な委員会制度の存続を支持した。さらに、2015年に実施される直接公選首長制の継続を問う住民投票では継続を期待するものの、次の2019年の住民投票で廃止が決定されても何ら驚くことはないだろうと述べている。なお、ホジソン市長によれば、地域の圧力団体が有権者の5%の支持を集めて直接公選首長制廃止に向けた住民投票の実施を求めることは、困難なことではないとする一方で、現在では、ベッドフォード市において直接公選首長制の廃止を求める住民投票の動きは予見されていないとのことであった。

5 議員による政策評価：政策評価委員会の概要

直接公選首長制を導入した法律では、同時に、政策評価委員会（overview and scrutiny committee）の考えを示している。すなわち、公選首長の戦略的・政治的意思決定について、定期的に見直しをするための仕組みである。政策評価の仕組みについては、議会に決定が委ねられているため、単独の政策評価委員会を設置する場合と、複数の政策評価委員会を設置する場合など、政策評価機能のあり方によって、その姿は異なっている。

政策評価委員会の導入の目的は、ひとえにアカウンタビリティであり、首長と執行部が権限を濫用したり、予算配分をすべて首長と執行部が求める目的のために使ったりしないようにするために不可欠の制度である。また、当該議会の中で、自治体のミッションを共有する限り多くの議員が関与していくための手法でもある。これまでは、政策の評価は、各委員会又は資源委員会の役割とされていたものの、明文の規定はなかった。また、

各委員会の構成は、当該議会の政党の構成割合を反映していたから、与党が権限を逸脱して行使してしまうという課題も残されていた。現行の政策評価委員会も、過去と同様の機能を果たしているが、より正式な組織となった点で異なる。直接公選首長制を採用している自治体の中には、少なくとも与党のバックベンチャー^{訳注7}や野党の議員が議会の活動に関わることでできる方法として、及び、権限の分散の手法として当該委員会の議長を務めているところもある。

6 直接公選首長の責任遂行の仕方

一般的には、直接公選首長及び直接公選首長の自治体が、いかにして、その責任を遂行していくかという点については裁量に任せられている。直接公選首長制度に係る縛りとしては、2人以上9人以下の公選議員を当該自治体から執行部として指名しなければならないということである。執行部に属する議員は、一般に「役付き（環境委員会、経済再生委員会、教育委員会など、1つ又はそれ以上の委員会において責任を持つ者）」と呼ばれている。

政府調査機関では、現行の直接公選首長制採用自治体から教訓を引き出そうとして、いかにすれば直接公選首長制が改善されていくか、経済成長において直接公選首長はいかなる役割を果たしていくべきか、英国の町や村において直接公選首長のインパクトはどうかという論点について、数多くの論文を公表している。その論文の1つに、新しく選出された公選首長のために8つのコツ、すなわち、首長が自らの責任を果たしていくための方法が示されている（表2）。

表2に示されている8つのコツは、規範的ものではないが、新たな権限を要求することや当該自治体の改革において内部からの支援を仰げるようにすることなどは、現在の直接公選首長が進めてきている改革を超えているものすらある。また、今後、直接公選首長の権限行使のあり方は、直接公選首長や自治体によって多様化していくのであろう。

^{訳注7} 役職に就いていない議員を指す言葉。役職に就いている議員は、フロントベンチャーと呼ばれる。

表2 新任の直接公選首長のための8つのコツ

8つのコツ	8つのコツの説明
議会内だけでなく、自らの都市にリーダーシップを発揮すること	直接公選首長は、他のリーダーや上級管理職と良好な関係を構築することで、自分の都市全体のために、当該自治体によって提供される公共サービス等がこれまでよりも良きものとなるよう、力を発揮することができる。
首長の持つ、質問権や主導権を存分に発揮すること	必要ならば、特定の課題については当該自治体の外のネットワークの支援を受けること。
自らの都市のために、新たな権限を要求すること	地域主義法では、各大臣は直接公選首長にいかなる権限でも移譲できるようにしている。政府調査協議会では、首長は地域企業パートナーシップ（Local Enterprise Partnership）と協働して、新しい権限獲得に向けてより積極的になるべきだと勧めている。
適切に権限を委ねることで、優先事項に集中すること	他の執行部議員や職員に首長権限を委譲することで、首長は少数の重要事項に戦略的に集中することができるようになる。
近隣レベルにおいて、生産的な関係を地域と構築できるような権限を付与すること	議員には、コミュニティとの関係を構築する責任と権限、そして財源が付与されるべきであり、公園施策や反射社会行動への対策といった近隣レベルで対処すべき事項に向かうべきである。
政策評価のプロセスは重要な資産と考えること	有能な首長こそ、政策評価委員会を上手に活用して、当該自治体の透明性を向上させ、直接公選首長制の立法化前の施策についても評価を委ねる。
議員との関係を積極的に構築していくこと	首長は、政党と定期的に会合を開催して議員と良き関係をもつべきである。議員には意思決定前に事案を精査できる機会を設ける。議員に積極的に関与していくことは、首長の政策に対する支援を獲得することになる。
自らの自治体を改革していくこと	首長は、職員数の削減に努め、事業ごとの政策評価を行う制度を導入し、一方で実力のある評価専門職員を任命する権限を政策評価委員会に与えるべきである。

（出所）政府調査機関（2012）からの要約

7 直接公選首長制採用自治体であるベッドフォード市及びトーベイ市の事例研究

上述したような権限行使のあり方の違いは、インタビューを行ったベッドフォード市とトーベイ市との間でも顕著であった。表3には、人口、政治的構成、政党ごとの役職の割当状況など、当該の2つの自治体の比較を示している。

表3 ベッドフォード市とトーベイ市との比較

比較事項	ベッドフォード市	トーベイ市
人口	155,700 人	134,000 人
市長の政党	自由民主党	保守党
議会内の政党構成	保守党 12 名 労働党 12 名 自由民主党 12 名 + 市長 無所属及び少数政党 4 名	保守党 20 名 + 市長 労働党 0 名 自由民主党 10 名 無所属 5 名
執行部の政党構成	市長: 自由民主党 その他の役職者: 自由民主党 4 名、 労働党 3 名、無所属 1 名	全員保守党
役職者	<ul style="list-style-type: none"> ●市長兼経済開発・過疎地域・パートナーシップ担当役員 ●副市長兼環境・交通担当役員 ●成人ケア・コミュニティ安定担当役員 ●児童・社会的ケア担当役員 ●コミュニティサービス・規制担当役員 ●教育担当役員 ●財政・アセットマネジメント担当役員 ●レジャー・文化担当役員 ●歳入・手当支給・顧客サービス・情報技術担当役員 	<ul style="list-style-type: none"> ●市長兼雇用・再生・財政・監査担当執行役員 ●副市長兼戦略計画・住宅・エネルギー担当執行役員 ●副リーダー（保守党系）兼安全コミュニティ・交通担当執行役員 ●児童・学校・家庭担当執行役員 ●企業・計画・ガバナンス担当執行役員 ●観光・環境担当執行役員 ●成人社会的ケア・高齢者担当執行役員
予算額	3 億 9 千万ポンド（2012 年度）	3 億 7 千万ポンド（同左）

2つの自治体の相違点として、第1に挙げられるのは、政党構成であろう。ベッドフォード市は、自由民主党、保守党、労働党が、各々同数の議席を確保しており、さらに少数政党や無所属議員もいる状況である。市長を含めて9人の役職者による執行部が構成されており、役職者の政党構成は、市長自身の政党（自由民主党）、労働党、無所属となっている。当初、執行部の構成には保守党代表者も含まれていたが、2012年の予算案議決に保守党が賛成しなかったため、執行部入りの案はなくなった。ホジソン市長によれば、こうした権力配分の仕方は、おそらく英国の自治体には珍しいことと考えており、保守党議員団が2013年に提示される予算案に賛成すれば、保守党議員の執行部入りを歓迎したいと述べていた。ホジソン市長の目的は、意思決定にすべての政党を関与させることで、もしも市長の所属する政党に権限を集中させていたら不可能となるであろう案件についても、一定の合意を得られるようにすることである。

トーベイ市は、対照的に、保守党が過半数の議席を有しており、執行部の役職者全員が保守党議員となっている。しかし、オリバー市長には、他の政党からも執行部役職者を入れる意向がある。市長の考えている一例を挙げれば、保守党と第2党である自由民主党、無派閥（英国独立党1人、無所属議員5人）との合意によって、各議員の得意分野や関心事項により、議長、副議長及び各委員会の委員長を持ち回りすることなどである。市長にはまた、将来計画や戦略的意思決定事項が議会に上程される前に、各政党等に対して事前説明を行い、決定前にできる限り意見の合わない点について解決しておきたいという意向もある。

第2の相違点としては、執行部の議員数及び役職者の配分である。どちらの自治体においても、多くの役職者が環境と交通、戦略的計画と住宅及びエネルギーのように2つ以上のテーマを兼ねることは避けがたい事実であり、両自治体を通じて、1つのテーマで役職に就いているのは、ベッドフォード市の教育担当役員のみである。こうした役職者の決定と政党間の配分については、当該自治体の特性によるところであろう。したがって、トーベイ市では、トーベイ市の経済の重要事項である観光と文化について1人の執行役員が担当している。トーベイ市は、英国においても有数の沿岸部リゾート地であり、年間を通じて観光客や訪問者が多いのである。また、両市長とも、自ら、経済開発担当役員や雇用・再生担当執行役員を務めている点は興味深いことであり、インタビューにおいて、製造業やサービス産業を当該地域により多く誘致し、雇用状況を改善し地域の所得を向上させることがいかに重要な点であるかを強調していた。

その他の相違点としては、意思決定の方法と周知の仕方である。ベッドフォード市では、市長と執行部に属する各担当役員に決定権限がある。周知と決定の手順は、まず、提案事項を全議員に周知した上で、全議員は、10日間、当該提案に対する反対意見を申し立てる期間が与えられる（いわゆる「申立期間」）。当該決定に対して異議があれば、当該決定の執行前に全体会議において議論されなければならない。ホジソン市長の考えでは、この方式では、執行部の決定事項の執行までに遅れが生じかねないが、実際のところ、氏が市長に就任してから申立てがあったのは、主要な案件について1件のみであった。ベッドフォード市の事例は、個々人が責任をもって決定し、できる限り速やかに執行されるようにするという、直接公選首長制の概念的な理想形により近いものであると言える。

トーベイ市では、市長・執行部の策定した将来計画に対して、オリバー市長が、他の会派のリーダーからの信任を取り付けるという方式である。その上で、全体会議の場で当該計画が議論されるのであり、市長が決定事項を公表することができるのは、全体会議の議論を待たなければならないということになる。実際のところ、市長の意思決定は議会がすでに決定した内容を反映させたものになるのが通常であると市長は言っていた。この方式は、意思決定の理想形から見れば、やや弱い方法だろうが、トーベイ市では機能している

方式である。オリバー市長は、また、市長の与党である保守党会派は、「院内総務方式」を採っていないことを指摘していた。すなわち、各議員には、議案ごとの投票に規制がかけられていないため、保守党会派から必ずしも100パーセントの支持を受けられないものの、通常は、議会の中で賛成多数を期待できるとのことである。

政策評価委員会の進め方は、両自治体で異なっており、この点でも、それぞれの自治体の取決め事項に従うことになる。だが、両市長の一致する意見としては、政策評価委員会の活動には全議員が関わり、執行部に説明責任を果たさせ、すべての意思決定が議決予算と合意済の戦略計画の中で行われていることを確認させるものであるということである。一方で、両市長が常に強調していたのは、現在、自治体が直面している最重要課題が、財政であるということである。そして、両市長の与党である保守党・自由民主党が国会における連立政権であるものの、市長が予算に係る決定をするときには、いかに中央政府による財源統制が厳しいか、中央政府の政策が市長の推進しようとする地域政策にいかに関与を及ぼしているかという点を必ず述べるとのことである。直接公選首長制を採用している自治体だからといって、リーダー・執行部制や伝統的な委員会制を採用している自治体よりも年次予算に対する市長の裁量権が広いというわけではないのである。

8 結論

それでは、英国における直接公選首長制には、いかなる意義があるのだろうか。政権における国会議員の幹部の一部に同制度に対する熱意があるとしても、有権者にも、そして、他の議員にも、果ては直接公選首長自身の中にも、熱意は見られなかった。仮に、当該制度に、これら幹部議員の考えるような有効性があるのであれば、当該議員たちによる国民への啓発が十分にできていないことは明らかである。そうでなければ、この11年間で当該制度を導入したのがたった18自治体にとどまり、そのうち2自治体は本稿が刊行されるまでに以前の体制に戻っているような事態にはなっていないであろう。

確かに、本制度の支持者が制度のメリットとして指摘する意思決定の可視化・迅速化はわずかながら見られるが、住民全体にわたり地方政治に関与できるようになったという事実は、ほとんど示されていない。すなわち、本制度が完全に失敗したとは結論付けられない。だが、2000年にトニー・ブレア首相が、2011年にデービッド・キャメロン首相が期待したような、当該制度の採択を法定したり政治的圧力を加えたり、あるいは、課税権を含む権限拡大をしたりしなくても本制度の採用自治体が増えていくだろうという道筋は、明らかに見られなかった。当該制度について、今後、唯一可能性として考えられるのは、ロンドン市長に見られるような戦略的事項に係る権限を持つ首長が必要な、より大規模な大都市圏自治体が創設されるということであろう。なお、当該の大都市圏自治体における統治構造は、「大都市首長制」と呼ばれる (Crowe (2013))。

そうした進展がなくても、筆者の関心事項として、今後3、4年度ごとに再調査して、直接公選首長制の採用自治体数が増加しているのか、それとも、当該制度は完全に失敗しているのかを検証してみたい。

謝辞

大変お忙しい中、本研究の主要部分となるインタビューに応じてくださった2人の直接公選首長、ベッドフォード市のデーブ・ホジソン氏、トーベイ市のゴードン・オリバー氏に、心よりお礼申し上げます。

【引用文献】

Conservative Party Cities Taskforce, 2007. *Cities renaissance: creating local leadership*. London, Conservative Party 2007

Conservative Party, 2009. *Control Shift*. London, Conservative Party

Crowe, Daniel, *Metro mayors will end the under-performance*, in Local Government Chronicle, 2 April 2013, synopsis available at the Localis website, <http://localis.org.uk/article/1364/Could-the-Age-of-Metro-Mayors-be-upon-us?.htm>

Gains et al, 2006. *New council constitutions*, Department for Communities and Local Government, available at: <http://www.communities.gov.uk/documents/localgovernment/pdf/153403.pdf>

Gash, Tom and Sims, Sam, 2012. *What can elected mayors do for our cities?* London, Institute for Government, <http://instituteforgovernment.org.uk> accessed 30 January 2013

Local Government Act 2000

Local Government and Public Involvement in Health Act 2007

Localism Act 2011

New Local Government Network (undated) , *Mayoral Briefing*, <http://www.nlgn.org.uk/public/elected-mayors/mayoral-briefing/>, accessed 30 January 2013

Sandford, Mark (2012) , *Directly Elected Mayors*, London, House of Commons Library, Parliament and Constitution Centre

Stevens, Andrew, 2012. *British Mayors*. On-line paper, accessed on 30 January 2013

【その他の参考文献】

その他、以下の URL において、調査等が継続的に刊行されている。

Localis (www.localis.org.uk)

The New Local Government Network (www.nlgn.org.uk)

The Institute of Government (www.instituteforgovernment.org.uk)